

「令和7年度横浜DX戦略策定支援委託」に関するプロポーザルに係る提案書評価基準

表1の基本的評価事項に掲げた評価項目及び重みづけのもと、評価を行います。各評価項目の評価の視点は表3のとおりです。

1 提案内容は評価項目ごとにA～Eの5段階評価を行い、次のように点数化し、項目ごとの倍率を乗じて評価点を算出する。E評価のある提案は採用しない。

評価	A	B	C	D	E
評点	5点	4点	3点	2点	1点

2 「企業としての取組」は、表2の企業評価事項の「評価の着眼点」に記載した項目(1)～(6)について、1つ満たすごとに1点を加算し、各評価委員の合計評価点と別に加算する。

3 評価は、表1に定める基本的評価事項の評価点の合計（100点満点×評価委員の人数）と表2に定める企業評価事項（18点満点）の合計点で行う。

表1 基本的評価事項（合計：100点）

項目番	評価項目	評価の着眼点	評点 (評価)	倍率	配点
1 実施体制・業務実績等（配点：25点）					
1. 1	人員体制	業務を遂行するのに十分な人員・組織体制が、具体性・実現性を持って提案されているか。	5～1 (A～E)	1	5
1. 2	業務管理	本業務を理解し、適切なスケジュール管理及び情報共有がなされる業務管理体制が提案されているか。	5～1 (A～E)	1	5
1. 3	業務実績	過去のデジタル関係の計画・戦略の策定支援実績など、本業務の実施に寄与する業務実績を有しているか。	5～1 (A～E)	3	15
2 提案内容（配点：75点）					
2. 1	事業趣旨、本市行政及びデジタル関連施策等に対する理解	・業務説明資料に記載の要件を踏まえ、業務内容が漏れなく的確に提案されているか。 ・将来的な振り返りやKPIの管理なども見据え、本市の理念や取組等、前提条件が適切に理解されているか。 ・現行戦略におけるデジタル関連施策等に対する理解は適切か。	5～1 (A～E)	3	15
2. 2	策定プロセスに関する提案	・検討方針やスケジュール等が、本市のマイルストーン（市会、有識者ヒアリング、パブリックコメントなどを想定）をしっかりと踏まえたものとなっているか。 ・契約締結後提供する「骨子案」と齟齬が生じないよう、柔軟な変更・転換を可能とするなど策定プロセスが工夫されているか。	5～1 (A～E)	3	15
2. 3	新たな価値に関する提案	・現行戦略を踏まえつつ、次の4年で本市が向き合うべき新たな課題に対するものとして、広く内外に価値を提供するような具体的かつ効果的な提案がなされているか。 ・業務説明資料に記載のない事項で、新たな価値提案はあるか。	5～1 (A～E)	4	20
2. 4	評価手法に関する提案	後年度の振り返り時に採用することを想定したKPIの評価の仕組みが、効果的かつ持続可能な提案となっているか。	5～1 (A～E)	2	10
2. 5	構成・デザイン及び表現に関する提案	最終成果物のイメージに関して、構成が練られており、市民にとってわかりやすい表現で、視覚的にも読み物としても興味を惹くような、効果的な提案がなされているか。	5～1 (A～E)	3	15

表2 企業評価事項（18点）

評価項目	評価の着眼点	評点 (評価)	倍率	配点
ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	<p>次の項目を満たしているか(1つ満たすごとに1点加算)</p> <p>(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている。</p> <p>(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている。</p> <p>(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得（えるぼし）、または、よこはまグッドバランス賞の認定を取得している。</p> <p>(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している。</p> <p>(5) 令和6年度時点において、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上の場合）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満の場合）。</p> <p>(6) 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中・小規模法人）を取得している。または、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を取得している。</p>	6～0 (—)	3	18

表3 評価の視点

評価の項目・着眼点	評価				
	A	B	C	D	E
1 実施体制・業務実績等					
1.1 人員体制 業務を遂行するのに十分な人員・組織体制が、具体性・実現性を持って提案されているか。	体制整備等の考え方方が具体的に示されており、非常に優れている	体制整備等の考え方方が具体的に示されており、優れている	体制整備等の考え方方が具体的に示されており、適正である	体制整備等の考え方方が具体的に示されているが、最低限の内容である	体制整備等の考え方方が具体的に示されていない又は適正でない
1.2 業務管理 本業務を理解し、適切なスケジュール管理及び情報共有がなされる業務管理体制が提案されているか。	業務内容を的確に理解しており、趣旨に沿った非常に優れた提案がなされている	業務内容を理解しており、趣旨に沿った優れた提案がなされている	業務内容を理解しており、適正な提案がなされている	業務内容の理解度に不安があり、提案も最低限の内容である	業務内容の理解度に不安があり、提案内容も適正でない
1.3 業務実績 過去のデジタル関係の計画・戦略の策定支援実績など、本業務の実施に寄与する業務実績を有しているか。	本業務の実施に生かすことが出来る非常に優れた業務実績を有している	本業務の実施に生かすことが出来る優れた業務実績を有している	本業務の実施に生かすことが出来る適正な業務実績を有している	本業務の実施に生かすことが出来る業務実績がやや不十分である	業務実績がない、または業務実績を本業務へ生かすことが期待できない

2 提案内容					
2.1 事業趣旨、本市行政及びデジタル関連施策等に対する理解 <ul style="list-style-type: none">業務説明資料に記載の要件を踏まえ、業務内容が漏れなく的確に提案されているか。将来的な振り返りやKPIの管理なども見据え、本市の理念や取組等、前提条件が適切に理解されているか。現行戦略におけるデジタル関連施策等に対する理解は適切か。	業務内容の漏れがなく、本市の理念や取組が、非常によく理解されている	業務内容の漏れがなく、本市の理念や取組が、よく理解されている	本市の理念や取組が、概ね理解されている	業務内容に漏れがあり、本市の理念や取組への理解が、十分とはいえない	事業説明書に記載の要件を踏まえず、本市の理念や取組への理解が、適正ではない
2.2 策定プロセスに関する提案 <ul style="list-style-type: none">検討方針やスケジュール等が、本市のマイルストーンをしっかりと踏まえたものとなっているか。契約締結後提供する「骨子案」と齟齬が生じないよう、柔軟な変更・転換を可能とするなど策定プロセスが工夫されているか。	本市の満たすべき工程を踏まえ、策定プロセスが大いに工夫されている	本市の満たすべき工程を踏まえ、策定プロセスが工夫されている	策定プロセスが妥当である	本市の満たすべき工程に不足があり、策定プロセスに不安がある	本市の満たすべき工程が考慮されていらず、策定プロセスが適正でない
2.3 新たな価値に関する提案 <ul style="list-style-type: none">現行戦略を踏まえつつ、次の4年で本市が向き合うべき新たな課題に対するものとして、広く内外に価値を提供するような具体的かつ効果的な提案がなされているか。業務説明資料に記載のない事項で、新たな価値提案はあるか。	事業者または戦略がもたらす新たな価値に関して、非常に優れた提案がなされている	事業者または戦略がもたらす新たな価値に関して、優れた提案がなされている	事業者または戦略がもたらす新たな価値に関して、妥当な提案がなされている	事業者または戦略がもたらす新たな価値に関して、提案内容に不安がある	事業者または戦略がもたらす新たな価値に関して、適正な提案となっていない
2.4 評価手法に関する提案 <p>後年度の振り返り時に採用することを想定したKPIの評価の仕組みが、効果的かつ持続可能な提案となっているか。</p>	戦略の評価手法に関して、非常に優れた提案がなされている	戦略の評価手法に関して、優れた提案がなされている	戦略の評価手法に関して、妥当な提案がなされている	戦略の評価手法に関して、提案内容に不安がある	戦略の評価手法に関して、適正な提案となっていない
2.5 構成・デザイン及び表現に関する提案 <p>最終成果物のイメージに関して、構成が練られており、市民にとってわかりやすい表現で、視覚的にも読み物としても興味を惹くような、効果的な提案がなされているか。</p>	戦略の構成・デザイン及び表現に関して、非常に優れた提案がなされている	戦略の構成・デザイン及び表現に関して、優れた提案がなされている	戦略の構成・デザイン及び表現に関して、妥当な提案がなされている	戦略の構成・デザイン及び表現に関して、提案内容に不安がある	戦略の構成・デザイン及び表現に関して、適正な提案となっていない
◆ 企業評価事項					
ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組 表2の「企業評価事項」に記載した項目について1つ満たすごとに3点を加算する。 (最大18点)					